



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更（三件）……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部街路計画課）…
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- ……………（環境局総務部環境政策課）…

公告

- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第三条に規定する区域の変更……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…

告示

●東京都告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画面用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月四日

東京都知事 小池 百合子

都市計画を定める土地の区域

一 都市計画の種類  
東京都計画面用途地域

第一種低層住居専用地域

削除する部分

足立区神明二丁目及び六木四丁目各各地内

削除する部分

第一種中高層住居専用地域

北区上十条一丁目、足立区神明二丁目、六木四丁目、江戸川区南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩四丁目、東松本一丁目及び鹿骨五丁目各各地内

変更する部分

江戸川区南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩四丁目、東松本一丁目、鹿骨四丁目及び鹿骨五丁目各各地内

第二種中高層住居専用地域

追加する部分

江戸川区南小岩一丁目、南小岩二丁目、南小岩四丁目、東松本一丁目、鹿骨四丁目及び鹿骨五丁目各各地内

第一種住居地域

追加する部分

北区上十条一丁目、足立区神明二丁目及び六木四丁目各各地内

削除する部分

品川区荏原二丁目及び北区上十条一丁目各各地内

変更する部分  
北区中十条二丁目、中十条三丁目、足立区神明二丁目及び六木四丁目

各各地内

追加する部分

北区上十条一丁目地内

削除する部分

品川区平塚三丁目及び西中延一丁目各各地内

商業地域

追加する部分

品川区西五反田五丁目、荏原二丁目、平塚三丁目及び西中延一丁目各各地内

準工業地域

削除する部分

品川区西五反田五丁目及び平塚三丁目各各地内

変更する部分

足立区神明二丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）並びに品川区役所、北区役所、足立区役所及び江戸川区役所

●東京都告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画面公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月四日

東京都知事 小池 百合子

一 都市計画の種類

東京都計画面公園

都市計画を定める土地の区域

園

第八・六・十 追加する部分

三号上野公園 台東区上野公園及び上野二丁目各

地内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第二百十七号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩  
都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお  
いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同  
条第二項の規定により縦覧に供する。

令和三年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

多摩都市計画道 都市計画を定める土地の区域

路

三・一・六号 追加する部分

南多摩尾根幹  
線

稲城市大字坂浜字二十七号、字三  
十五号、字四十六号、長峰三丁目、  
若葉台四丁目及び多摩市連光寺六  
丁目各地内

削除する部分

稲城市大字坂浜字二十七号、字三  
十五号、字四十四号、字四十六号、  
字四十七号、字四十八号、長峰三  
丁目、若葉台四丁目、多摩市大字  
一ノ宮字坂浜境、大字連光寺字船  
ヶ台、連光寺六丁目、聖ヶ丘四丁  
目、聖ヶ丘五丁目及び諏訪六丁目

各地内

変更する部分

調布市多摩川二丁目、多摩川三丁  
目、下石原、稲城市大字矢野口字  
中島、字塚戸、字宿、字榎戸、大  
字東長沼字五号、字六号、字七号、  
大字百村字一号、字三号、字四号、  
字六号、字八号、字十七号、大字  
坂浜字二十七号、字三十五号、字  
四十四号、字四十六号、向陽台一  
丁目、向陽台三丁目、長峰一丁目、  
長峰三丁目、若葉台四丁目、多摩  
市連光寺六丁目、聖ヶ丘四丁目、  
聖ヶ丘五丁目、南野三丁目、唐木  
田一丁目、唐木田二丁目、唐木田  
三丁目、八王子市別所二丁目、南  
大沢三丁目、町田市上小山田町、  
小山ヶ丘一丁目、小山ヶ丘二丁目、  
小山ヶ丘三丁目及び小山町各地内  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)

●東京都告示第二百十八号

東京都建築安全条例 (昭和二十五年東京都条例第八十九  
号) 第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生  
する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定した  
ので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備  
え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

区市

指定する区域

江戸川区 鹿骨五丁目各地内

附則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

●東京都告示第二百十九号

東京都環境影響評価条例 (昭和五十五年東京都条例第九  
十六号。以下「条例」という。) 第五十八条第一項の規定  
に基づき、多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根幹線  
(稲城市百村〜多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業について、  
環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第  
五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在  
地

東京都

東京都知事 小 池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根幹線 (稲城  
市百村〜多摩市聖ヶ丘五丁目間) 建設事業

道路の新設及び改築

三 対象事業の内容の概略

本事業は、多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根  
幹線のうち、稲城市百村を起点とし、多摩市聖ヶ丘五丁  
目を終点とする延長約四・〇キロメートルの区間におい  
て、平面構造、橋りょう構造及びトンネル構造により、  
本線往復四車線の道路を整備するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和三年三月四日から同月十八日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 多摩市環境部環境政策課

多摩市関戸六丁目十二番地一

イ 稲城市市民部環境課

稲城市東長沼二千百十一番地

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容及び地域の概況を考慮し、「環境影響評価の項目」で選定した大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物の10項目について、「環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価」において、対象事業の実施が環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目、予測事項	評価の結論
<p><b>大気汚染</b></p> <p>【工事の完了後】 自動車等の走行に伴う発生する浮遊粒子状物質(一次生成物質)の大気中における濃度</p> <p>【工事の完了後】 自動車等の走行に伴う整備完了時に発生する浮遊粒子状物質(二次生成物質)の大気中における濃度</p>	<p>計画道路の道路端における浮遊粒子状物質(SPM)の濃度(日平均値の2%除外値)の最大値は、トンネル等区間では計画道路の供用時に0.040mg/m<sup>3</sup>、道路ネットワークの整備完了時に0.032ppm、標準区間では計画道路の供用時に0.030ppm、道路ネットワークの整備完了時に0.030ppmと予測し、評価の指標とした環境基準法(平成5年法律第91号)に基づく二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年環境庁告示第38号)**を満足し、また、最大値は、トンネル等区間では計画道路の供用時に0.040mg/m<sup>3</sup>、道路ネットワークの整備完了時に0.040mg/m<sup>3</sup>と予測し、評価の指標とした環境基準法(平成5年法律第91号)に基づく二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年環境庁告示第25号)**を満足し、また、(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」といいます。))に基づく指定建設作業に適用する騒音の制音基準(80dB)を満足します。</p>
<p><b>騒音・振動</b></p> <p>【工事の完了後】 自動車等の走行に伴う騒音・振動</p> <p>【工事の完了後】 自動車等の走行に伴う騒音・振動</p>	<p>計画道路の道路端における騒音レベルの最大値は、トンネル等区間では計画道路の供用時に昼間59dB、夜間54dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間61dB、夜間56dB、標準区間では計画道路の供用時に昼間66dB、夜間61dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間69dB、夜間64dBと予測し、評価の指標とした環境基準法に基づく騒音に係る環境基準(昼間70dB以下、夜間65dB以下)を満足します。</p> <p>計画道路の道路端における道路交通の振動レベルの最大値は、トンネル等区間では計画道路の供用時に昼間45dB、夜間45dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間45dB、夜間45dB、標準区間では計画道路の供用時に昼間50dB、夜間50dB、道路ネットワークの整備完了時に昼間50dB、夜間50dBと予測し、評価の指標とした環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間60dB、夜間55dB以下)を満足します。</p>

※1) 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること(日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合、環境基準が達成されたと評価します。)

※2) 1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること(日平均値の年間98%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下の場合は、環境基準が達成されたと評価します。)

※3) 低周波音レベルについては、法令等による基準が示されていないことから、評価の指標を「大部分の地域住民が日常生活において支障を感じない」とされる程度とし、環境省による一般環境中に存在する低周波音圧レベル(90dB)及びV1S0-7196(平成7年国際標準化機構低周波音の心理的・生理的影響の評価特性)による「平均的な被曝者が知覚できない」レベル(100dB)を参考として評価しました。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、 子測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 土質汚染土壌の新たな可塑性の有無</p>	<p>工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第117条及び環境確保条例第117条に基づき手続及び調査を行います。土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、同法第12条、第16条及び同条例第117条に基づく届出を行うとともに汚染拡散防止対策を講じます。「新たな土壌汚染を放散させないこと」を満足すると考えます。</p>
<p>【工事の施行中】 トンネルの掘削工事に伴う地下水位の低下による地盤沈下の範囲及び程度</p>	<p>トンネルの掘削面は箱状であり、その上部に出店層、出店層の上部には掘削位置から離れた湿地帯周辺に沖積層が分布しています。沖積層は非常に軟弱な土層であるため、地下水位の低下により地盤沈下が発生する可能性があります。しかし、トンネル掘削面である箱状の地下水は直接的に移動していません。また、地下水質の調査結果から、出店層と箱状の地下水は直接的に移動していません。また、トンネル掘削面の箱状の地下水は低下しても出店層及び出店層上部の沖積層等で地盤沈下が発生する可能性は低いと考えます。地下水位をモニタリングします。また、トンネル掘削によるトンネル坑内への地下水の流入が多い場合には、止水対策を講じます。以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下を進行させないこと」を満足します。</p>
<p>【工事の完了後】 トンネルの存在に伴う地下水位の低下による地盤沈下の範囲及び程度</p>	<p>トンネルの通過面は箱状であり、その上部に出店層、出店層の上部には通過位置から離れた湿地帯周辺に沖積層が分布しています。沖積層は非常に軟弱な土層であるため、地下水位の低下により地盤沈下が発生する可能性があります。しかし、トンネルの通過面である箱状の地下水は直接的に移動していません。また、地下水質の調査結果から、出店層と箱状の地下水は直接的に移動していません。また、トンネル通過面の箱状の地下水は低下しても出店層及び出店層上部の沖積層等で地盤沈下が発生する可能性は低いと考えます。また、トンネル通過面の箱状の地下水は低下しても出店層及び出店層上部の沖積層等で地盤沈下が発生する可能性は低いと考えます。地下水位をモニタリングします。また、トンネル掘削によるトンネル坑内への地下水の流入が多い場合には、止水対策を講じます。以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下を進行させないこと」を満足します。</p>
<p>【工事の施行中】 工事の施行による斜面等の安定性の変化の程度</p>	<p>計画道路は、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域等の一部を平面構造で通過しますが、改良範囲は、既に供用されている南多摩尾根幹線（暫定整備）の敷地内に限られるため、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域等の斜面を改良しません。また、主要な工事となる本線車道部の範囲は、道路敷地の中央付近となっており斜面から離れています。斜面④（向陽台小学校付近）及び斜面⑤（堅谷戸大橋交差点付近）では既に供用されている在復2車線道路の床より大きく掘り下げません。斜面②（多摩東公園交差点付近）及び斜面③（東側坑口付近）の本線車道部については切土を行います。山留工を採用し、掘削面の形状を修正するため、斜面の安定性に影響しないと考えられます。以上のことから、評価の指標とした「斜面の安定性が確保されること」を満足します。</p>
<p>【工事の完了後】 計画道路の存在に伴う斜面等の安定性の変化の程度</p>	<p>計画道路は、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域等の一部を平面構造で通過しますが、改良範囲は、既に供用されている南多摩尾根幹線（暫定整備）の敷地内に限られるため、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域等の斜面を改良しません。斜面①（多摩東公園交差点付近）、斜面④（向陽台小学校付近）及び斜面⑤（堅谷戸大橋交差点付近）では既に供用されている在復2車線道路の床より大きく掘り下げません。斜面②（多摩東公園交差点付近）及び斜面③（東側坑口付近）の本線車道部については切土を行います。山留工を採用し、掘削面の形状を修正するため、斜面の安定性に影響しないと考えられます。以上のことから、評価の指標とした「斜面の安定性が確保されること」を満足します。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、 子測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 トンネルの掘削工事に伴う地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度</p>	<p>「地下水の水位の変化の程度」については、地下水調査結果から、トンネルが主に通過するのは箱状であり、箱状の地下水水位は低く、水頭が確認できない地点もあります。このため、トンネルの掘削工事に伴う地下水水位を低下させる可能性は低いと考えます。なお、地下水質の調査結果から、出店層と箱状の地下水は直接的に移動していません。また、トンネル掘削によるトンネル坑内への地下水の流入が多い場合には、止水対策を講じます。以上のことから、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>
<p>【工事の施行中】 トンネルの掘削工事に伴う地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度</p>	<p>トンネル掘削面は比較的高い水頭をもつ区間があります。掘削は限られており、地下水流動を阻害することはほとんどないと予測します。また、トンネル掘削面に該当する箱状の湧水係数は砂質土の湧水係数の中でも低く、地下水流動が阻害される可能性は低いと予測します。地下水水位は広域的には北西から南東に向かって流動していると考えられるものの、計画道路はトンネル掘削面の箱状の地下水水位が低いことから、地下水流動が阻害される可能性は低いと考えます。以上のことから、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>
<p>【工事の完了後】 トンネルの存在に伴う地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度</p>	<p>「地下水の水位の変化の程度」については、地下水調査結果から、トンネルが主に通過するのは箱状であり、箱状の地下水水位は低く、水頭が確認できない地点もあります。このため、トンネルの存在により地下水水位を低下させる可能性は低いと予測します。なお、地下水質の調査結果から、出店層と箱状の地下水は直接的に移動していません。また、トンネル掘削によるトンネル坑内への地下水の流入が多い場合には、止水対策を講じます。以上のことから、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>
<p>【工事の完了後】 トンネルの存在に伴う地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度</p>	<p>「地下水の水位の変化の程度」については、地下水調査結果から、トンネルが主に通過するのは箱状であり、箱状の地下水水位は低く、水頭が確認できない地点もあります。このため、トンネルの存在により地下水水位を低下させる可能性は低いと予測します。なお、地下水質の調査結果から、出店層と箱状の地下水は直接的に移動していません。また、トンネル掘削によるトンネル坑内への地下水の流入が多い場合には、止水対策を講じます。以上のことから、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>
<p>【工事の完了後】 トンネルの存在に伴う地下水の水位、流況又は湧水量の変化の程度</p>	<p>トンネル掘削面は比較的高い水頭をもつ区間があります。掘削は限られており、地下水流動を阻害することはほとんどないと予測します。また、トンネル掘削面に該当する箱状の湧水係数は砂質土の湧水係数の中でも低く、地下水流動が阻害される可能性は低いと予測します。地下水水位は広域的には北西から南東に向かって流動していると考えられるものの、計画道路はトンネル掘削面の箱状の地下水水位が低いことから、地下水流動が阻害される可能性は低いと考えます。以上のことから、評価の指標とした「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子割・評価項目、子割事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 トンネルの掘削工事による生息(青)環境の変化の内容及びその程度</p>	<p>子割地域である湿地の生息(青)環境は、大部分が湿性草地となっており、その水環境は、主に共同井戸からの流入と湿地周辺からの湧水により支えられています。計画道路は、この湿地から南側へ約40m以上離れた位置の地下をトンネルで通過します。</p> <p>生息(青)環境を主に支える共同井戸からの流入と湿地周辺からの湧水については、難透水性の古期ローム層の上に分布する新期ローム層、沖積層及び盛土・埋土層に降雨が浸透したものです。トンネルの掘削工事により、これらの集水域の改変は行わないため、影響はありません。</p> <p>また、湿地周辺には湿地レベルよりも高い標高に当店層の地下水位が分布する箇所がありますが、トンネルが主に通過するのは稲城層であり、当店層と稲城層の地下水は直接的に運動していないと考えられることから、トンネルの掘削工事により湿地周辺の地下水位や湧水量に影響を及ぼす可能性は低いと予測します。</p> <p>なお、環境保全のための措置として、湿地の流量及び湿地周辺の地下水位をモニタリングします。あわせて、植生図を作成し、生息(青)環境の変化の有無を把握します。また、トンネル掘削工事によるトンネル坑内への地下水の流入が多い場合には、止水対策を講じます。さらに、これら地下水等の調査結果については、事後調査報告書を作成し明らかにするとともに、調査の結果、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、環境の保全について必要な措置を講じます。以上のことから、評価の指標とした「生息(青)環境に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子割・評価項目、子割事項	評価の結論
<p>【工事の完了後】 トンネルの存在による陸水圏生態系の変化の内容及びその程度</p>	<p>子割地域である湿地の陸水圏生態系を特徴付けている注目される植物群落等は、主に開放水域と湿性草地であり、その水環境は、主に共同井戸からの流入と湿地周辺からの湧水により支えられています。開放水域は魚類、底生動物(貝類(淡水産貝類)、水生昆虫類など)、湿性草地は両生類、貝類(陸産貝類)の生息環境として利用されています。計画道路は、この湿地から南側へ約40m以上離れた位置の地下をトンネルで通過します。</p> <p>陸水圏生態系を主に支える共同井戸からの流入と湿地周辺からの湧水については、難透水性の古期ローム層の上に分布する新期ローム層、沖積層及び盛土・埋土層に降雨が浸透したものです。トンネルの存在により、これらの集水域に変化は生じないため、影響はありません。</p> <p>また、湿地周辺には湿地レベルよりも高い標高に当店層の地下水位が分布する箇所がありますが、トンネルが主に通過するのは稲城層であり、当店層と稲城層の地下水は直接的に運動していないと考えられることから、トンネルの存在により湿地周辺の地下水位や湧水量に影響を及ぼす可能性は低いと予測します。</p> <p>なお、環境保全のための措置として、トンネルの二次覆工をウオーターコート構造とすることから、評価の指標とした「陸水圏生態系に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、 子測事項	評価の結論
<p>【工事の完了後】 計画道路の存在に よる主要な景観の 構成要素の改変の 程度及びその改変 による地域景観の 特性の変化の程度</p>	<p>事業の実施に伴い、トンネル等区間ではトンネル坑口及びトンネル取付部が新たに出現し、現況の住友2車線道路が4車線道路となりませんが、主要な景観構成要素である「多摩弾薬庫跡の植林」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。標準区間では現況の住友2車線道路が4車線道路となりませんが、主要な景観構成要素である「向陽台地区の建物・まちなみ」及び地域景観を構成する樹林は改変されません。</p> <p>なお、平面構造の車道の河側に植樹帯を設け、周辺の緑との連続性を確保します。ただし、中央帯に植栽がある区間については、一部植樹帯を設けない区間があります。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測し、評価の指標とした「公共事業景観形成指針(公共事業の連続性に配慮しつくり指針)」(平成19年4月、東京都都市整備局)に基づき「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること。」を満足します。</p> <p>事業の実施に伴い、トンネル等区間では住友4車線の計画道路が出現するとともに、中央帯にトンネルの坑口が現れ、眺望に変化が生じます。標準区間でも住友4車線の計画道路が出現し、眺望に変化が生じます。標準区間でも住友4車線の計画道路が出現し、眺望に変化が生じます。また、周辺景観に配慮し、電線類の地中化を進めます。</p> <p>以上のことから、周辺景観との調和が図られ、眺望の変化の程度は小さいと予測し、評価の指標とした「公共事業景観形成指針(公共事業の連続性に配慮しつくり指針)」(平成19年4月、東京都都市整備局)に基づき「景観の連続性に配慮しながら、快適性や個性(地域の特性)の創出に工夫すること。」を満足します。</p> <p>トンネル等区間では多摩ニュータウンNo.386区画の埋蔵文化財包蔵地を通過するほか、多摩ニュータウンNo.520区画、No.155区画の埋蔵文化財包蔵地に近接し、船ヶ台遺跡群No.9、No.8、多摩ニュータウンNo.376区画及びNo.5区画の4箇所(埋蔵文化財包蔵地)に重複します。標準区間では多摩ニュータウンNo.3(船ヶ台遺跡)遺跡の1箇所の埋蔵文化財包蔵地を通過します。</p> <p>これらの埋蔵文化財包蔵地における工事に先立ち、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、必要な面出や協議を都教育委員会及び市教育委員会を行うなどの適切な措置を講じます。</p> <p>なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに教育委員会等関係機関に報告し、関係法令に基づき適切な措置を講じます。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「文化財保護法等に定める規定を遵守すること。」を満足します。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目、 子測事項	評価の結論
<p>【工事の施行中】 工事の施行に伴う 建設廃棄物及び建 設発生土の排出 量、再資源化量、有 効利用量及び処 理・処分方法</p>	<p>計画道路の工事の施行において発生するアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、トンネル等区間では合計約4,700m<sup>3</sup>、標準区間では合計約6,600m<sup>3</sup>と予測しますが、再資源化率の予測を99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(再資源化率99%以上)を達成できます。</p> <p>建設発生土は、トンネル等区間では約383,700m<sup>3</sup>、標準区間では約30,700m<sup>3</sup>と予測しますが、有効利用率を99%以上と予測することから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(有効利用率99%以上)を達成できます。</p> <p>撤去廃棄物、トンネル等区間では約4,100m<sup>3</sup>、標準区間では約28tと予測しますが、再資源化率の予測を99%以上とすることから、目標値(再資源化率99%以上)を達成できます。</p> <p>また、計画・設計段階における発生抑制計画の検討を行う等、廃棄物及び建設発生土の発生抑制に努めるとともに、工事の施行に伴い発生する廃棄物等は、再資源化・再利用することから、評価の指標に示される事業者の責務に合致します。</p> <p>廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に示される適正処理の方針に基づき、適正処理を行い、工事施行時に特別管理廃棄物が確認された場合は、同法律及び同条例に基づき適切に対処します。</p> <p>有効利用が困難な建設発生土が発生した場合は、受入れ先の受入基準を確認し、発生土処分場に搬出します。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生土については、『東京都建設リサイクル推進計画』の目標値(再資源化率99%以上又は有効利用率99%以上)を達成すること。」、「除去廃棄、カーブレット」及び「循環型社会形成推進基本法等に定める事業者の責務に示される再資源化・再利用の推進等による廃棄物の減量の方針と合致すること。」を満足します。</p>

廃棄物

公 告

東京都日影による中高層建築物の高さの制限  
に関する条例第三条に規定する区域の範囲の  
変更について

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条  
例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）第三条の規定に  
基づき、同条例別表第三 六十三の項の区域欄に掲げる区  
域のうち、町又は字の地内の区域について、その範囲を変  
更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和三年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更する区域 北区上十条一丁目、中十条二丁目及  
び中十条三丁目の各区内

二 変更年月日 令和三年三月四日

三 縦覧場所 東京都都市整備局市街地建築部建築  
企画課（東京都庁第二本庁舎三階南  
側）

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

